

週休 2 日工事の試行要領

制定	令和 2 年 1 2 月 1 0 日 2 諫契第 4 8 8 号
改正	令和 5 年 4 月 1 日
改正	令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 建設業は、社会資本の整備を通して市民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、他の産業と比較して労働時間が長く、休日が少ないことが課題となっている。この要領は、建設業の従業員の健康を確保し、及びワーク・ライフ・バランスを改善し、並びに将来の担い手を確保するために、休日数を増やし、より働きやすい職場環境作りの取組として、建設業の「週休 2 日」を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休 2 日工事 対象期間において、4 週 6 休以上の現場閉所又は現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められる工事をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
- (3) 現場閉所 工事現場内の巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 現場休息 分離発注工事の場合に各発注工事単位において、1 日を通して現場作業（現場事務所での作業を含む。）が無い状態をいう。
- (5) 4 週 8 休以上 対象期間内の現場閉所等日数の割合（以下「現場閉所等率」という。）が 28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達する状態をいう。
- (6) 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 現場閉所等率が 25%（7 日 / 28 日）以上 28.5% 未満の水準に達する状態をいう。
- (7) 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 現場閉所等率が 21.4%（6 日 / 28 日）以上 25% 未満の水準に達する状態をいう。
- (8) 工事着手日 工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
- (9) 工事完成日 工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(試行対象工事)

第3条 試行の対象となる工事は、市が発注する建設工事であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 小規模工事、工場制作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が4週間未満であることが想定される工事
(週休2日の考え方)

第4条 週休2日の考え方は、次のとおりとする。

- (1) 対象期間内において、現場閉所等率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態であることを基本とし、少なくとも21.4%(6日/28日)以上の水準に達する状態であること。
- (2) 年末年始休暇(6日)及び夏季休暇(3日)は、対象期間から除く。
- (3) 工場製作のみを実施している期間及び工事の全面中止を行っている日は休日に含まない。
- (4) 現場閉所等の際は、対象工事の元請技術者(現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。以下同じ。)は休日を取得するものとする。
- (5) 降雨、降雪等による予定外の現場休工日及び受注者が現場閉所等としていた日に災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日は現場閉所等日とみなす。
- (6) 現場作業期間は、本工事の実施にあたり必要となる準備・撤去作業等(工事看板・現場事務所等の設置・撤去や現地調査、着工前測量等を含む。)を含めるものとする。
- (7) 労働基準法(昭和22年法律49号)第35条の休日の規定を遵守していること。
- (8) 受注者は、週休2日の取組に当たり、工期や契約金額等について下請け業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(受注者の取組と発注者の確認)

第5条 受注者の取組内容と発注者の確認については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、週休2日の実施の有無及び第2条第5号から第7号までに定める休日を監督職員と協議し、施工計画書の提出前までに実施の有無及び休日を工事打合せ簿に明記し、発注者に提出する。
- (2) 受注者は、週休2日を実施する場合は、週休2日の取得計画を立て、施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更したときには、変

更計画書を提出する。

- (3) 受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工程とその理由について発注者と協議を行う。
- (4) 受注者は、対象期間中、対象工事が週休2日工事であることを、現場において看板等により掲示する。
- (5) 発注者は、受注者から提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。
- (6) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (7) 発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所等の実施状況を確認する。
- (8) 受注者は、実施工程表等により、週休2日の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。
- (9) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場休息の予定日を調整したうえで実施工程表を作成する。
- (10) 監督職員は、原則として、工期末の28日前（その日が諫早市の休日を定める条例（平成17年条例第3号）第1条第1項の市の休日に当たるときは、その直前の市の休日でない日。）に、受注者から報告された週休2日の実施状況及び週休2日の取得計画から週休2日の達成状況を確認するとともに、その時点から工事完成予定日までの間における週休2日の実施見込を確認するものとする。ただし、発注者が特別の理由があると認める場合は、発注者及び受注者の協議により週休2日の達成状況及び実施見込を確認する期日を変更することができるものとする。
- (11) 受注者は、工事完了後、週休2日の実施の有無にかかわらず実態調査（アンケート）に協力するものとする。

（週休2日工事の試行方法）

第6条 契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）、指名競争入札又は随意契約とする。

- 2 発注方式は、発注者が週休2日工事の対象工事として発注し、受注者が契約後に週休2日を実施するか否かを判断して実施する「受注者希望型」とする。
（補正と契約変更）

第7条 試行の対象となる工事においては、発注者は、当初設計において第4項に定める週休2日補正係数のうち4週8休以上の補正係数を用いて増額補正した額で発注する。

2 受注者が週休2日を実施する場合は、第5条第10号の規定に基づき達成状況を確認し、この時点までにおいて4週8休以上が未達成の場合は、達成状況に応じ、次の各号に定める補正による変更契約を行う。ただし、港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事について、4週8休以上が未達成の場合は前項に定める補正を減じた変更契約を行う。

(1) 達成状況が4週7休以上4週8休未満の場合は、前項に定める補正を減じ、4週7休以上4週8休未満の補正を行う。

(2) 達成状況が4週6休以上4週7休未満の場合は、前項に定める補正を減じ、4週6休以上4週7休未満の補正を行う。

(3) 達成状況が4週6休未満の場合は、前項に定める補正を減じる。

3 受注者が週休2日を実施しない場合は、第1項に定める補正を減じた変更契約を行う。

4 週休2日補正係数は、次に掲げる工事に応じ、次に掲げる別表のとおりとする。ただし、労務費の補正について、地質調査市場単価は補正の対象としない。

(1) 土木工事標準積算基準、電気通信設備積算基準、機械設備積算基準、土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械を除く。）、治山林道必携（設計積算編）、推進工法用設計積算要領、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表を用いて積算した工事 別表第1

(2) 土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械） 別表2

(3) 港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事 別表第3

(4) 営繕工事 別表第4

5 受注者は、契約後において、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、必要工期を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

（対象工事である旨の明示）

第8条 発注者は、週休2日工事の対象工事であることを特記仕様書等に明示（別紙1）するものとする。

（対象外とする作業及び期間の明示）

第9条 発注者は、当初設計において現場閉所等による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業及び期間を特記仕様書に明示するものとする。

2 契約後において、週休2日の対象期間としていた期間について受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受注者及び発注者の協議により現場閉所等による週休2日の対象外とする作業及び期間を決定し、変更契約の際に、特記仕様書に対象外とする作業及び期間を明示するものとする。

(週休2日工事試行を推進するための措置)

第10条 発注者は、試行対象工事において、受注者が週休2日を実施しない場合においても4週5休以上の休日確保することを特記仕様書等に記載するものとする。

2 第5条第1号の規定により、発注者及び受注者の協議により定めた週休2日(以下「当初週休2日」という。)が第2条第6号及び第7号の場合において、実施状況が第2条第5号のときは、当初週休2日の補正を行う。

3 当初週休2日が第2条第5号及び第6号の場合において、週休2日の達成状況がそれを下回る場合は、達成状況に応じた週休2日の補正を行う。

(準用)

第11条 第2条から前条までの規定は、市上下水道局が発注する工事について準用する。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降に起工する工事から適用する。

営繕工事について、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に起工する工事は、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第11条の2に定める地方債を財源としないものを試行対象工事とする。

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。

別表第 1

補正係数区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

下水道工事市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置高		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

下水道工事を除く市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上

鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路附属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02

橋梁用埋設型 伸縮継手装置 設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗 装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング 工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理 工		1.00	1.01	1.02
コンクリート 表面処理工 (ウォーター ジェット工)		1.00	1.01	1.01

別表第2

補正係数区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.05	1.07	1.09

市場単価の補正係数は、別表1下水道工事を除く市場単価の補正係数と同じ。

別表第3

補正係数区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	—	—	1.05
機械経費(賃料)	—	—	1.04
共通仮設費	—	—	1.02
現場管理費	—	—	1.03

市場単価の補正係数

名 称	区 分	補 正 係 数
		4 週 8 休 以 上
底 面 工		1 . 0 4
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）		1 . 0 1
支 保 工		1 . 0 5
足 場 工		1 . 0 3
鉄 筋 工		1 . 0 5
吊 鉄 筋 工		1 . 0 5
型 枠 工		1 . 0 4
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1 . 0 5
	ポンプ車打設以外	1 . 0 5
止 水 板 工		1 . 0 5
上 蓋 工		1 . 0 5
伸 縮 目 地 工		1 . 0 3
係 船 柱 取 付 工		1 . 0 5
防 舷 材 取 付 工		1 . 0 5
車 止 ・ 縁 金 物 取 付		1 . 0 5
係 船 柱 撤 去		1 . 0 5
防 舷 材 撤 去		1 . 0 5
車 止 撤 去		1 . 0 5
電 気 防 食 取 付		1 . 0 5
防砂目地板取付工	陸 上 施 工	1 . 0 5
	水 中 施 工	1 . 0 4
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）		1 . 0 4
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1 . 0 4
ペトロラタム被覆		1 . 0 5
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1 . 0 5
	水 中 施 工	1 . 0 5
か き 落 と し 工		1 . 0 5
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1 . 0 4

汚濁防止枠設置・撤去		1.03
灯浮標設置・撤去		1.04
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.01
	海上目視点検作業船なし	1.05
異形ブロック製作 型枠工		1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工		1.05

別表第4

補正係数区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
複合単価、市場単価、物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費	1.01	1.03	1.05

建築工事市場単価の補正係数

工種	摘要	補正係数					
		4週6休以上 4週7休未満		4週7休以上 4週8休未満		4週8休以上	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
仮設工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
土工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
地業工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄筋工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
コンクリート工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
型枠工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄骨工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
既製コン		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

クリート							
防水工事	市場 単価	1.01	1.07	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事 (シーリング)	市場 単価	1.01	1.14	1.02	1.15	1.04	1.17
防水工事	物価 資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
木工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及び とい		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場 単価	1.01	1.09	1.01	1.10	1.02	1.11
金属工事	物価 資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事 (仕上塗材 仕上)	市場 単価	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
左官工事 (仕上塗材 仕上以外)	市場 単価	1.01	1.15	1.02	1.16	1.04	1.18
左官工事	物価 資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
建具(ガラ ス)	市場 単価	1.01	1.10	1.01	1.11	1.02	1.12
建具(シー リング)	市場 単価	1.01	1.15	1.02	1.17	1.04	1.19
建具	物価 資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場 単価	1.01	1.14	1.02	1.16	1.04	1.18

塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.01	1.12	1.02	1.13	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08	1.01	1.09	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

※摘要欄について、「市場単価」は市場単価及び補正市場単価、「物価資料」は物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

電気設備工事市場単価の補正係数

工種	摘要	補正係数					
		4週6休以上 4週7休未満		4週7休以上 4週8休未満		4週8休以上	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.18	1.02	1.20	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
	位置ボッ	1.01	1.18	1.02	1.19	1.03	1.21

	クス及び 位置ボッ クス用ボ ンデイン グ						
	プルボッ クス	1.01	1.13	1.01	1.14	1.02	1.15
	プルボッ クス用接 地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画 貫通処理 ケーブル ラック用 (壁・床)	1.01	1.14	1.02	1.15	1.03	1.16
	防火区画 貫通処理 金属管・丸 型用	1.01	1.05	1.01	1.05	1.01	1.06
	(電動機 その他接 続材工事) 金属製可 とう電線 管	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
配線 工事	600V 絶縁電線 及び60 0V絶縁 ケーブル	1.01	1.17	1.02	1.18	1.03	1.20
接地 工事	(接地極 工事)銅板 式、銅覆 鋼棒、接 地極	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

	埋設票(金属製)						
--	----------	--	--	--	--	--	--

機械設備工事市場単価の補正係数

工 種	摘 要	補 正 係 数					
		4 週 6 休 以 上 4 週 7 休 未 満		4 週 7 休 以 上 4 週 8 休 未 満		4 週 8 休 以 上	
		新 営	改 修	新 営	新 営	新 営	改 修
保 温 工 事	配管用、 ダクト 用及び 消音内 貼	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト 設 備	低圧ダ クト、排 煙ダク ト及び 低圧チ ャンバ ー類	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト 付属品	既製品 ボックス、制気 口、ダン パー 等の取 付手間 のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25
衛 生 器 具 設 備 (ユニ ットを	取付手 間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25

除く)							
-----	--	--	--	--	--	--	--

別紙 1 (第 8 条関係)

1 営繕工事を除く建設工事

【受注者希望型】

(特記仕様書 第 4 章 施工条件明示 第 3 条 1. 工程関係)

週休 2 日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休 2 日試行対象工事であり、「4 週 8 休以上」の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休 2 日を実施するか選択できるものとし、実施の有無及び実施する週休 2 日の休日について、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議のうえ、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか、以下の 1) から 10) によるものとする。

ただし、実施しない場合においても「4 週 5 休」以上の休日を確保することとし、現場閉所率を、17.8% (5 日 / 28 日) 以上とする。また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。

契約後において、週休 2 日の対象期間としていた期間について受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受注者及び発注者の協議により現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業及び期間を別途定めるものとする。

- 1) 週休 2 日は 4 週 8 休以上を基本とするが、受注者は、工事着手日から工事完成日までの期間において、「4 週 6 休以上」の休日を確保することとする。
- 2) 現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業及び期間
 - ① 週休 2 日の対象外作業 なし
 - ② 週休 2 日の対象外期間 なし
- 3) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。
- 4) 元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。

5) 受注者は当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。

6) (土木工事積算基準書・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・土地改良工事積算基準(土木工事及び施設機械を除く)・治山林道必携(設計積算編)・推進工法用設計積算要領・水道事業実務必携・下水道用設計標準歩掛表使用の場合)

「4週8休以上」の現場閉所が達成されなかった場合は、週休2日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせ、契約変更を行うものとする。「4週6休」未満の場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。「4週8休以上」とは、現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合、「4週7休以上4週8休未満」とは、現場閉所率が25%(7日/28日)以上28.5%未満の場合、「4週6休以上4週7休未満」とは、現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25%未満の場合とする。

週休2日工事における補正係数については、下記のとおりとする。

【4週8休以上の補正係数】

① 労務費	1.05	② 機械経費(賃料)	1.04
③ 共通仮設費	1.04	④ 現場管理費	1.06

【4週7休以上4週8休未満の補正係数】

① 労務費	1.03	② 機械経費(賃料)	1.03
③ 共通仮設費	1.03	④ 現場管理費	1.04

【4週6休以上4週7休未満の補正係数】

① 労務費	1.01	② 機械経費(賃料)	1.01
③ 共通仮設費	1.02	④ 現場管理費	1.03

7) (土地改良工事積算基準(土木工事及び施設機械)の場合)

「4週8休以上」の現場閉所が達成されなかった場合は、週休2日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせ、契約変更を行うものとする。「4週6休」未満の場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。「4週8休以上」とは、現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合、「4週7休以上4週8休未満」とは、現場閉所率が25%(7日/28日)以上28.5%未満の場合、「4週6休以上4週7休未満」とは、現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上

25%未満の場合とする。

週休2日工事における補正係数については、下記のとおりとする。

【4週8休以上の補正係数】

- | | | | |
|---------|------|------------|------|
| ① 労務費 | 1.05 | ② 機械経費（賃料） | 1.04 |
| ③ 共通仮設費 | 1.04 | ④ 現場管理費 | 1.09 |

【4週7休以上4週8休未満の補正係数】

- | | | | |
|---------|------|------------|------|
| ① 労務費 | 1.03 | ② 機械経費（賃料） | 1.03 |
| ③ 共通仮設費 | 1.03 | ④ 現場管理費 | 1.07 |

【4週6休以上4週7休未満の補正係数】

- | | | | |
|---------|------|------------|------|
| ① 労務費 | 1.01 | ② 機械経費（賃料） | 1.01 |
| ③ 共通仮設費 | 1.02 | ④ 現場管理費 | 1.05 |

8) (港湾・漁港積算基準使用の場合)

4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

週休2日工事における補正係数については、下記のとおりとする。

【4週8休以上：補正係数】

- | | | | |
|---------|------|------------|------|
| ① 労務費 | 1.05 | ② 機械経費（賃料） | 1.04 |
| ③ 共通仮設費 | 1.02 | ④ 現場管理費 | 1.03 |

9) 対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを現場において看板等により掲示すること。

10) 工事完成後、週休2日の実施の有無にかかわらず実態調査（アンケート）に協力すること。

2 営繕工事を含む建設工事

【受注者希望型】

- 1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日試行対象工事（受注者希望方式）である。
- 2) 週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合簿等で協議するものとする。
週休2日の取組を希望しない受注者は4) から8) までに規定する義務を負わない。
- 3) 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ①「週休2日」とは、対象期間において、現場閉所又は現場休息（以下「現場閉所等」という。）率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態であることを基本とし、少なくとも21.4%（6日／28日）以上の水準に達する状態であること。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所等日数に含めるものとする。
 - ②「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ③「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ④「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通して現場作業（現場事務所での作業を含む。）が無い状態をいう。
- 4) 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所等予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事及び〇〇工事の受注者と協力し、工事進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員による現場閉所等の状況の確認のために「実施工程表」等に「現場閉所等日」を記載し、月1回の工事月報に添付し監督職

員に提出するものとする。また、週休2日工事である旨を看板等に明示する。

5) 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所等日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所等日数を確認する。

6) 「4週8休以上」の現場閉所が達成されなかった場合は、週休2日の実施内容及び現場閉所等の達成状況に合わせ、契約変更を行うものとする。「4週6休」未満の場合又は週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。「4週8休以上」とは、現場閉所等率が28.5% (8日/28日) 以上の場合、「4週7休以上4週8休未満」とは、現場閉所等率が25% (7日/28日) 以上28.5%未満の場合、「4週6休以上4週7休未満」とは、現場閉所等率が21.4% (6日/28日) 以上25%未満の場合とする。

週休2日工事における補正係数については、下記のとおりとする。

① 4週8休以上 補正係数 1.05

② 4週7休以上4週8休未満 補正係数 1.03

③ 4週6休以上4週7休未満 補正係数 1.01

7) 契約後において、週休2日の対象期間としていた期間について受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受注者及び発注者の協議により現場閉所等による週休2日の対象外とする作業及び期間を別途定めるものとする。

8) 受注者は、工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。